

仕 様 書

1 概要

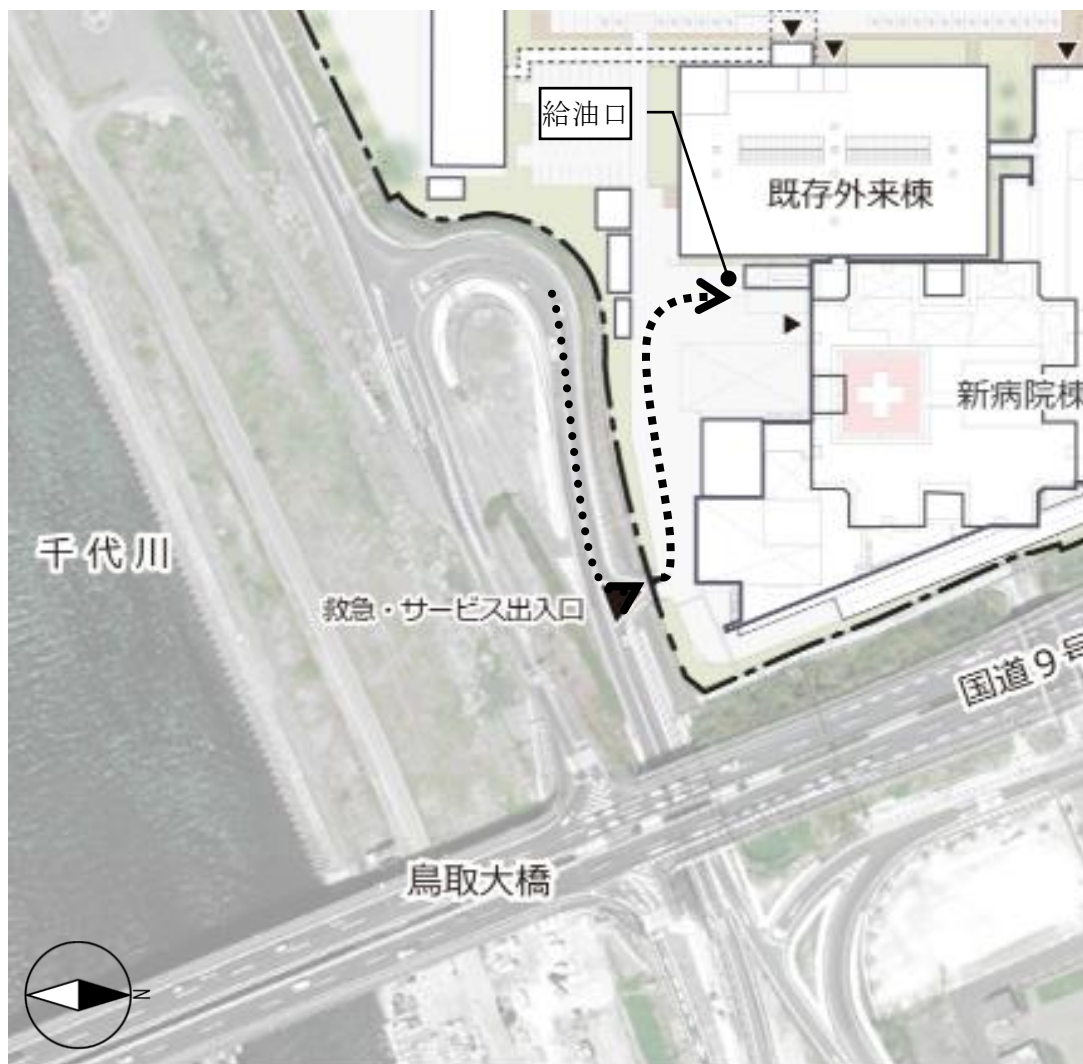
- (1) 調達物品の名称及び予定数量 灯油 J I S 1 号 24, 000 リットル
- (2) 納入場所 鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
- (3) 納入期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 納入業務

- (1) 物品の運搬および納入に係る一切の作業は、受注者が自己の責任において行うこととし、これに伴い必要な費用は受注者の負担とする。
- (2) 物品はタンクローリーにより納入場所へ搬入し、地下オイルタンク 2 基（容量 55 キロリットル）のうち発注者が指定する給油口へ充填する。なお、車両の運転には十分注意を払うこと。（進入経路は図 1 を参照。）
- (3) 給油口の仕様は図 2 の通り。
- (4) 1 回あたりの給油量は原則 5 キロリットルまたは 6 キロリットルとし、給油量及び納入日時は発注者との協議による。
- (5) 予定数量は、数量の上限又は最低数量として保証するものではない。
- (6) 出入口では左折入場・左折退場を厳守し、救急車の出入りを優先すること。
- (7) 災害発生等により発注者から緊急で給油を要する連絡があった場合に備え、優先的に給油できる供給体制の構築に努めること。

3 契約単価の改定

- (1) 発注者及び受注者は、市況の変動により契約単価が不相当となったと認める場合、納入単価を変更することができる。
- (2) 変更納入単価は、原則、給油時点直近で公表された経済産業省資源エネルギー庁が委託し実施する石油製品小売市況調査（都道府県別）の鳥取県の灯油（配達）の市況価格を 1.8 で除して得た金額を 1.1 で除した金額が入札時から 2 円以上変動した場合において、変動した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）だけ給油時点の納入単価を変更するものとする。



(1)

図1 進入経路図

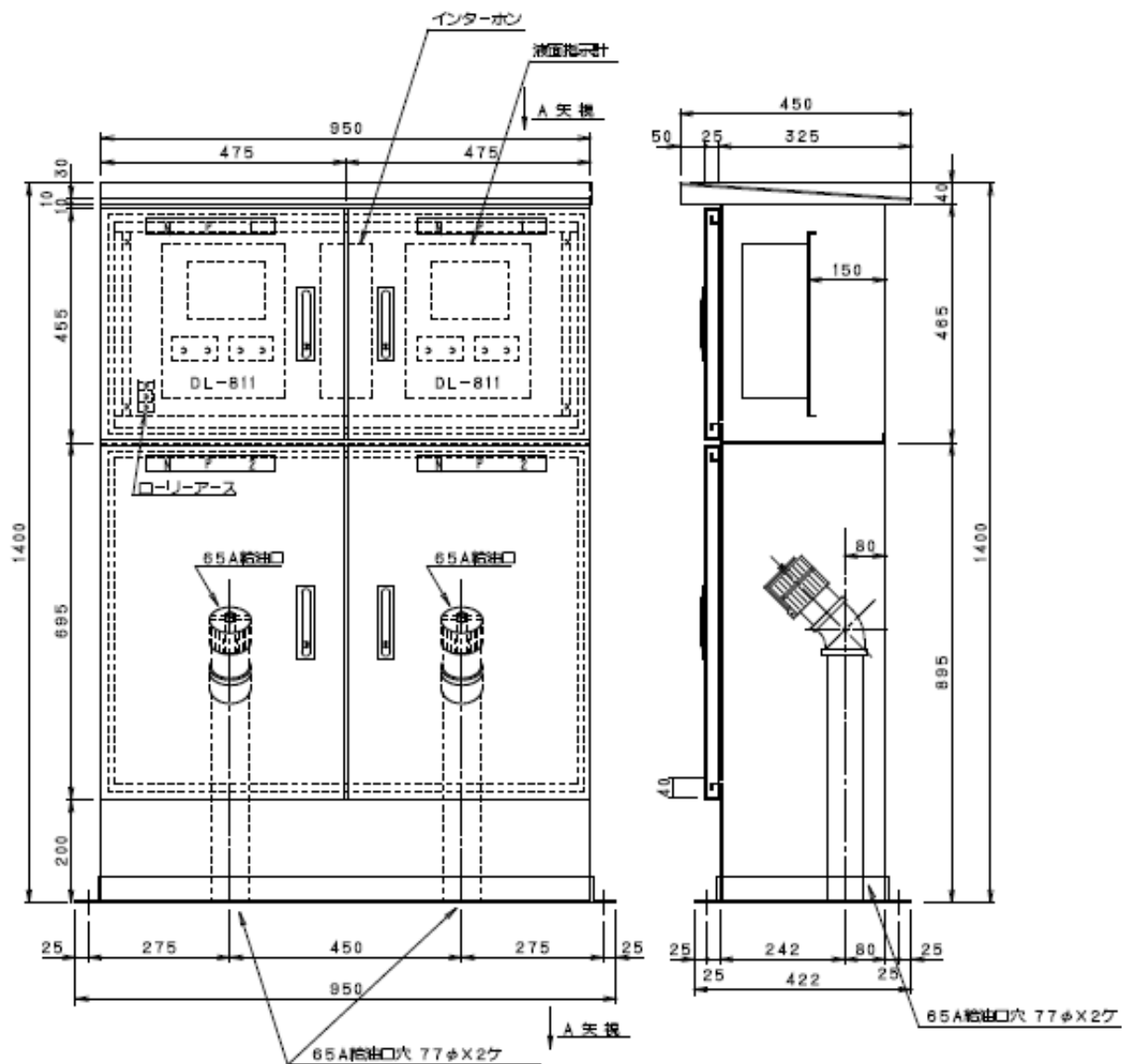


図2 給油口仕様